

阪神間都市計画臨港地区の変更（兵庫県決定）について

1 目的

臨港地区は、計画的な港湾施設の建設・管理運営や港湾にふさわしい土地利用の規制・誘導及び港湾環境整備により、港湾における諸活動の円滑化や港湾機能の確保を図ることを目的として、都市計画に定めるものである。

兵庫県では、昭和 39 年以降、臨港地区の指定を行い、港湾における諸活動の円滑化や港湾機能の確保を図ってきた。

このたび、港湾の関連用地の適正な管理運営を図るため、平成 22 年度より順次、臨港地区の指定・見直しを行うこととし、平成 22 年度は東播磨港、平成 23 年度は姫路港において、指定・見直しが行われ、尼崎西宮芦屋港においては、平成 24 年度に指定・見直しを行うこととなった。

2 変更内容の概要

尼崎港区については、東海岸町地区において臨港地区を追加指定し、船出地区、扇町地区を新たに臨港地区に指定する。

地区名	内容	変更前面積	変更後面積
東海岸町地区	追加指定	6 9 . 5 ha	7 0 . 1 ha
船出地区	新規指定	— ha	1 4 . 9 ha
扇町地区	新規指定	— ha	1 0 . 7 ha
末広地区	変更なし	8 . 1 ha	8 . 1 ha
鶴町地区	変更なし	1 . 8 ha	1 . 8 ha
計		7 9 . 4 ha	1 0 5 . 6 ha

3 位置図

別紙のとおり

4 素案の公表結果

①閲覧期間 平成 24 年 9 月 3 日～9 月 26 日

②閲覧者 なし（意見の提出なし）

5 今後の予定

平成 24 年 12 月 計画案の法定縦覧

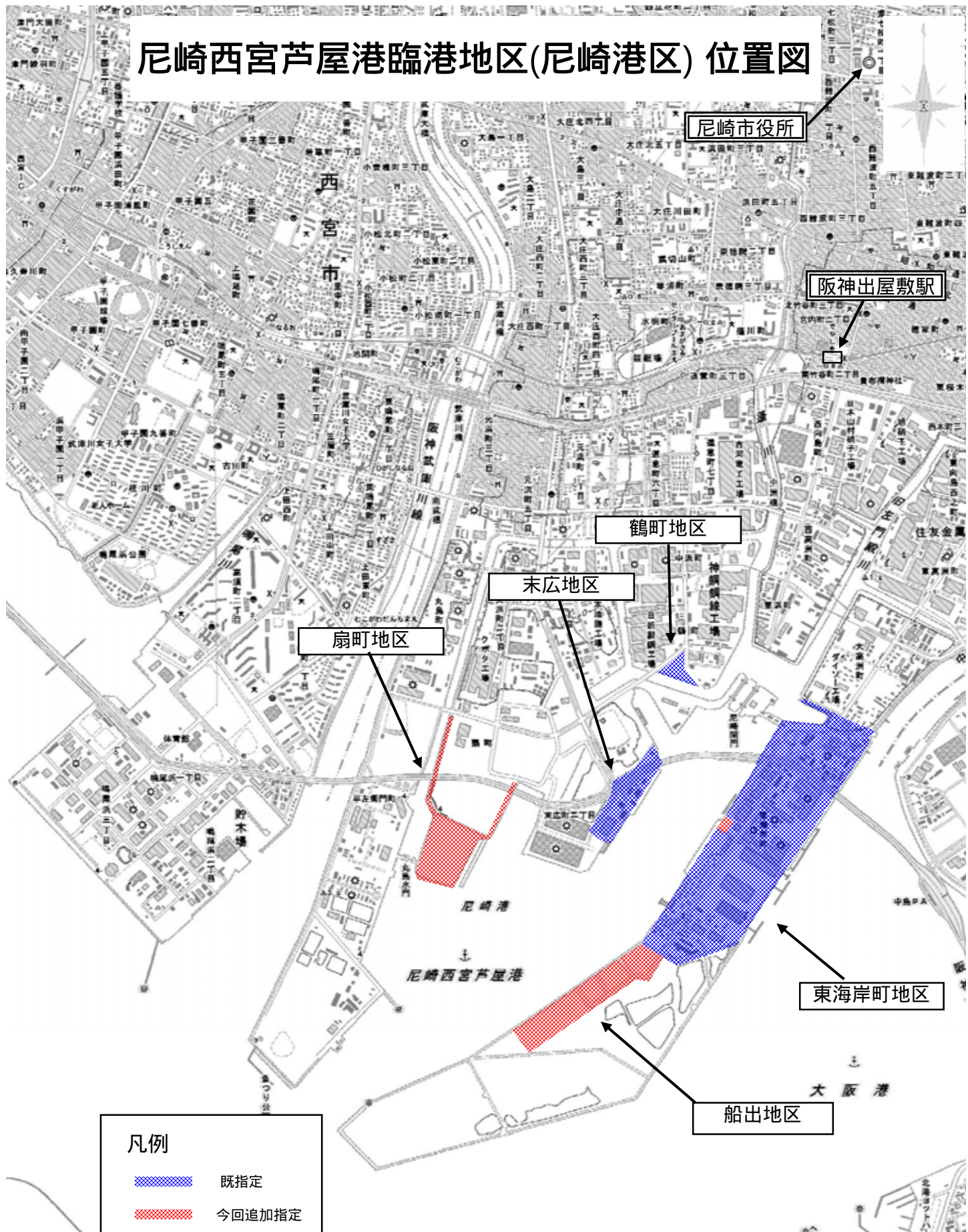
平成 25 年 1 月 市都市計画審議会（諮問）

2 月 県都市計画審議会（事前・本審）

3 月 都市計画変更の告示（県）

3 月 都市計画変更の公告（市）

尼崎西宮芦屋港臨港地区(尼崎港区) 位置図



計 画 書 （素案）

阪神間都市計画 臨港地区の変更（兵庫県決定）

都市計画尼崎西宮芦屋港臨港地区を次のように変更する。

名 称	面 積	備 考
尼崎西宮芦屋港臨港地区	約 1 9 6 . 1 h a	

「位置及び区域は、計画図表示のとおり」

理 由

別添理由書のとおり

理 由 書

臨港地区は、計画的な港湾施設の建設・管理運営や港湾にふさわしい土地利用の規制・誘導及び港湾環境整備により、港湾における諸活動の円滑化や港湾機能の確保を図ることを目的として、港湾管理者の申し出に基づき都市計画に定めるものである。

兵庫県では、昭和**39**年以降、臨港地区の指定を行い、港湾における諸活動の円滑化や港湾機能の確保を図ってきた。

このたび、整備が完了した港湾の関連用地の適正な管理運営を図るため、船出地区、扇町地区、鳴尾地区、鳴尾西地区、甲子園地区、西宮地区及び南芦屋浜地区を新たに臨港地区に指定するとともに、東海岸町地区、甲子園浜地区及び浜町地区において、臨港地区を見直すものである。

阪神間都市計画臨港地区 変更案一覧表

地 区 名	概 要
東海岸町地区	尼崎市東海岸町付近の、昭和 40 年に臨港地区に指定した地区である。指定後、新たに整備した公共ふ頭を臨港地区に追加指定する。
船出地区	尼崎市船出付近の公共ふ頭及び緑地を臨港地区に指定する。
扇町地区	尼崎市扇町付近の緑地を臨港地区に指定する。
鳴尾地区	西宮市鳴尾浜 2 丁目付近の公共ふ頭を臨港地区に指定する。
鳴尾西地区	西宮市鳴尾浜 1 丁目付近の緑地を臨港地区に指定する。
甲子園地区	西宮市甲子園浜 1 丁目及び 2 丁目付近の公共ふ頭及び緑地を臨港地区に指定する。
甲子園浜地区	西宮市今津西浜町及び今津真砂町付近の、昭和 40 年に臨港地区に指定した地区である。指定区域内に存する市街化調整区域については、指定箇所から除外する。併せて、指定後、新たに整備した公共ふ頭及び緑地（同市甲子園浜 3 丁目及び浜甲子園 4 丁目）を臨港地区に追加指定する。
西宮地区	西宮市西宮浜 1 丁目及び 2 丁目付近の公共ふ頭、同 1 丁目に整備した西宮ボートパークに隣接した公共ふ頭及び同 4 丁目付近の新西宮ヨットハーバー施設並びにこれに隣接した緑地を臨港地区に指定する。
浜町地区	西宮市西波止町、泉町、前浜町、浜町及び鞍掛町付近の、昭和 40 年に臨港地区に指定した地区である。住宅が密接した箇所及び指定区域内に存する市街化調整区域については、指定箇所から除外する。
南芦屋浜地区	芦屋市南浜町及び涼風町付近の緑地を臨港地区に指定する。

※ 鶴町地区及び末広地区については、変更なし。

尼崎西宮芦屋港臨港地区 位置図

